のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者（法第89条の５第２項第２号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。）若しくは労働金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは労働金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第18号（第152条の２の16第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金		
その他		
計(A)		
負　　債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

1　この調書は、労働金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

2　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

3　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

4　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × 取得時の自己資金＋返済済み元金額 / 取得時の借入金＋取得時の自己資金 × 居住用面積 / 居住用面積＋事業用面積 ＋

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × 事業用面積 / 居住用面積＋事業用面積

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 × 事業用面積 / 居住用面積＋事業用面積

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。 〔一～十　略〕 十一　第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二 （法第四条第一項の主務省令で定める作成） **第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。 〔一・二　略〕	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　〔同上〕 〔一～十　同上〕 〔号を加える。〕 （法第四条第一項の主務省令で定める作成） **第五条**　〔同上〕 〔一・二　同上〕